

産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 広島県広島市西区中広町三丁目25番8号

氏 名 株式会社東洋クリーナー
代表取締役 清貞 裕
(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する

広島市長 松 井 一 實



許可の年月日 平成25年 9月 6日

許可の有効期限 平成30年 9月 5日

1. 事業の範囲

区 分	産 業 廃 棄 物 の 種 類
	裏面のとおり

2. 積替え又は保管を行うすべての場所
別添検査済証のとおり。

3. 許可の条件

4. 許可の更新・変更の状況

年月日	更新・変更の別	年月日	更新・変更の別
H10.10.15	変更許可	H15. 8.27	更新許可
H13. 5.22	変更許可	H20.10.15	更新許可
H13.11.14	変更許可	H25. 9.24	更新許可

5. 規則第9条の2第5項の規定による許可証の提出の有無 有

6. 備考

1. 事業の範囲

区 分	産 業 廃 棄 物 の 種 類
<p>収 集 運 搬 (積替・保管を含む) この欄以下余白</p>	<p>汚泥(判定基準に適合しないものを含まない。) 廃プラスチック類 紙くず 木くず 繊維くず ゴムくず 金属くず ガラスくず、コンクリートくず(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。)及び陶磁器くず がれき類 (これらのうち廃プリント配線板、廃容器包装、鉛蓄電池の電極、鉛製の管又は板、廃ブラウン管、廃石膏ボード、石棉含有産業廃棄物を含み、自動車等破砕物及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。)。この欄以下余白</p>
<p>収 集 運 搬 (積替・保管を含まない) 以 下 余 白</p>	<p>燃え殻(判定基準に適合しないものを含まない。) 廃油 廃酸 廃アルカリ 動植物性残さ ばいじん(判定基準に適合しないものを含まない。) (これらのうち特別管理産業廃棄物であるものを除く。)。以 下 余 白</p>

複写
複写